

【確認事項】 収益納付に係る報告書（様式第8別紙6）

補助金により直接収益が生じる取組を行った事業者は、**補助金交付時に交付すべき金額から相当分を減額して交付する**取扱いとなります。

＜補助金により直接収益が生じる（⇒交付すべき補助金から減額する）ケースの例＞

- ① 補助金を使って購入した設備で生産した商品の販売・サービスの提供による利益（機械装置等費等）
- ② 補助金を使って構築した自社のネットショップ（買い物カゴ、決済機能の付加）の活用での販売や、他社の運営するインターネットショッピングモールでの販売による利益（ウェブサイト関連費等）
- ③ 補助金を使って実施または参加する展示販売会での販売による利益（展示会等出展費等）
- ④ 販売促進のための商品PRセミナーを有料で開催する場合に、参加者から徴収する参加費収入（借料等）



(別紙6)【様式第8：実績報告書に添付】

収益納付に係る報告書

1 事業者名：株式会社 持続化
番号：3300370000

2 20●●年●●月●●日付けをもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、補助事業の実施期間内における事業化等の状況について、小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程第27条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

1. 補助事業の実施結果の事業化 有 無

2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定 有 無

3. その他補助事業の実施により発生した収益 有 無

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
計別名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)
新商品Aの製造・販売による販路開拓の実現	500,000円	750,000円	500,000円	280,000円	250,000円	20,000円

【記載注意事項】

- (1) 1. ～ 3. においてすべて「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし) の場合には、上記の表への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、別紙5 (3) に記載の額をいう。
- (3) 「補助事業対象経費 (B)」とは、別紙5の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計 (上記1. ～13.)」をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、「補助事業に係る売上額 (C)」から、売上総額を得るのに要した額 (補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等) を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたはマイナスの場合には、(D) にゼロと記載する。
- (6) 「控除額 (E)」とは、「補助事業対象経費 (B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。 控除額 (E) = 補助事業対象経費 (B) - 補助金額 (A)
- (7) 「納付額 (F)」 = 「補助事業に係る収益額 (D)」 - 「控除額 (E)」
× 「補助金額 (A)」 / 「補助事業対象経費 (B)」 *円未満切上げ

5 注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

NO	チェック内容
1	様式第8の事業者名、管理番号と相違ないか。 ※ (株) などの省略は不可
2	交付決定通知書に記載の交付決定日と合致しているか。
3	全て「無」の場合は下記4 は記入不要。
4	(A) 支出内訳書 (別紙5) の (3) の金額
	(B) 支出内訳書 (別紙5) の「補助対象経費合計(上記1.～13)」の金額
	(C) 補助事業期間における当該事業の売上額
	(D) (C)から同売上額を得るのに要した額を差し引いた額 【例】 500,000円(C) - 220,000円(製造原価等) = 280,000円(D)
	(E) (B)のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額 【例】 750,000円(B) - 500,000円(A) = 250,000円(E)
	(F) 【例】 (280,000円(D) - 250,000円(E)) × (500,000円(A) / 750,000円(B)) = 200,000円(F)
5	補助事業に係る収益納付額等の算定に必要な資料が添付され、記載項目に間違いな いか。 【添付書類】 任意の様式の下記2点が必要です。 ① 売上が分かるもの ② 経費 (人件費・仕入・電気代・燃料費等) が分かるもの